

議案第 7 2 号

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、人事院規則の一部改正に鑑み、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項第２号中「であつて、市長が定めるもの」を削る。

第１５条第１項中「第１５条の３第１項」を「第１５条の４第１項」に改める。

第１５条の４を第１５条の５とする。

第１５条の３の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１５条の４とする。

第１５条の２の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１５条の３ 任命権者は、北名古屋市職員の育児休業等に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第３９号）第２３条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 北名古屋市職員の育児休業等に関する条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- ２ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において

「対象職員」という。) に対して、市長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。